

## 令和6年度登別市指定ごみ袋広告募集要領

### 1 趣旨、目的

登別市では、登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例施行規則（平成6年規則第2号）第9条第1項の規定により指定されたごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）をもって家庭系廃棄物の収集運搬を行っているが、自主財源の確保を図るため、指定ごみ袋及び指定ごみ袋を包装する外装（以下「外装」という。）に掲載する広告の募集を行うものである。

これに関し、登別市指定ごみ袋広告掲載取扱要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、広告主及び広告内容を決定することを目的とする。

### 2 広告募集の内容

区 分	内 容
広告の媒体	登別市指定ごみ袋（外装を含む）
袋の材質	指定ごみ袋：高密度ポリエチレン 外 装：耐寒用ポリプロピレン
袋の寸法	10リットル袋（縦510mm×横400mm） 外装（縦315mm×横280mm） 20リットル袋（縦620mm×横500mm） 外装（縦300mm×横220mm） 30リットル袋（縦770mm×横550mm） 外装（縦315mm×横225mm） 40リットル袋（縦840mm×横650mm） 外装（縦350mm×横250mm）
広告の規格	10リットル袋（縦45mm×横90mm） 外装（縦75mm×横75mm） 20リットル袋（縦60mm×横115mm） 外装（縦75mm×横75mm） 30リットル袋（縦75mm×横145mm） 外装（縦75mm×横75mm） 40リットル袋（縦85mm×横165mm） 外装（縦75mm×横75mm）
広告の掲載位置	何れの容量も表面の下部
広告の色	指定袋【背景：可燃は黄色、不燃は青色，着色：赤色】 外装袋：無色透明に白の下地があり、黒色で着色する。
作成予定枚数	10リットル袋 237,000枚 外装（25,500枚） 20リットル袋 552,000枚 外装（57,300枚） 30リットル袋 609,000枚 外装（61,800枚） 40リットル袋 297,000枚 外装（30,600枚）
掲載期間	在庫が無くなるまでとする。流通開始時期は種類によって異なるが、概ね令和6年9月から1年1ヵ月程度を予定。
使用場所	登別市内全域の指定ごみ袋等取扱店 （市内50店舗、市外1店舗：令和6年3月末時点） ※取扱店の数は増減する場合がある。
募集枠	2枠（2者分） 契約者は各容量のごみ袋に広告を1枠掲載できる。 ※1者で2枠分を連結し、2枠分で広告を掲載することもできる。
掲載料	1枠税込 243,000円以上 ※2枠（連結）の場合、486,000円以上（1枠あたり243,000円以上）

### 3 申込みの要件

登別市指定ごみ袋広告掲載取扱要綱第4条に定めるとおりで、第4条第4号に定める要件は次のとおりとする。

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿（令和5年度・令和6年度）の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している事業者であること。
- (2) 提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

### 4 申込みについて

#### (1) 提出書類

広告の掲載を希望する者は、次のア～エの書類を提出すること。

ア 登別市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式1）

イ 広告掲載料を記載した参考見積書（様式2）

※ 2枠申込みの場合、参考見積額の2分の1の額を1枠あたりの額とみなす。

ウ 掲載しようとする広告原稿の写し及びデータ

エ 登別市税納税証明書又は市税納付状況調査同意書（様式3）

#### (2) 提出期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月22日（月）

9時から17時まで（土・日を除く）

#### (3) 提出方法

次のア～エの方法で提出すること。

ア 持参

イ 郵送（令和6年4月22日（月）必着）

ウ 電子メール

エ 電子フォーム

#### (4) 提出先

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

電子メール：cleancle@city.noboribetsu.lg.jp

電子フォーム

### 5 申込みから契約締結までの流れ

①広告掲載希望者が必要書類を登別市に提出する。

②市は必要書類を審査の上で、参考見積書の金額の高い順に契約交渉順位を定める。

※関係書類（参考見積書を含む）の提出で手続きは終了しません。契約交渉順位によっては、③のとおり、見積合わせ又は入札があります。

③市は契約交渉順位が第1位の事業者と見積合わせを行う。

※契約交渉順位について、2者以上が同位（参考見積書の金額が同額）となる場合は、入札となります。

④見積合わせ等の結果を踏まえ、令和6年5月14日（火）（予定）までに契約を締結する。

## 6 広告掲載料の納付

契約の締結日の翌日から起算して、10日以内に納付してください。

## 7 留意事項

- (1) 広告の申込み等に要する諸経費は、申込者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合
- (3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 提出書類は返却しない。
  - イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは、軽微な場合を除き、原則認めない。
  - ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。
  - エ 提出書類は本件以外の目的で使用しない。

## 8 問合せ・連絡先

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地

電話：0143-85-2958

メール：cleancle@city.noboribetsu.lg.jp